

下水道アドバイザー登録希望の方へ

1. 下水道アドバイザー制度の目的

この制度は、一種のボランティア活動です。これまで、国内外で経験されてきたことを広く下水道分野に還元していただくことを目的としています。この趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りたいと思います。

2. 下水道アドバイザーの活動内容

活動内容は以下の3種類に分類されます。

- 講演 …… 下水道事業に関する経験談・苦心談・失敗談・事業推進のコツなどの講演、下水道排水設備工事責任技術者講習会、下水道事業の効率化などでの講師をしていただきます。
- 相談 …… 下水道条例、用地買収、地元住民への説明のコツ、水洗化・下水道PRの方法、処理施設運転、下水道経営等の悩みなどを直接相談していただきます。
- 助言指導 …… 処理場・ポンプ場・管きよの管理・運転・点検などのコツ、施工管理・工事検査のやり方などについて助言指導していただきます。

※ 対象は、主に中小市町村、大都市や都道府県、財団等からの依頼となります。

3. 新規下水道アドバイザー登録方法

(1) 資格

- ①経歴 …… 国土交通省・JS(日本下水道事業団)・地方公共団体等で下水道事業を経験し、出身団体の下水道担当部長から推薦を受けられる方とします。
- ②健康状態 …… 業務に支障のない健康な方

(2) 方法

毎年1月上旬～2月中旬頃募集させていただいております。詳しくは、当センターHPへ掲載させていただきます。

(3) その他

- ①登録料は無料です。
- ②委嘱させて頂く方には、委嘱状とアドバイザー証を送付させていただきます。
- ③任期は原則として3年間です(任期後の再委嘱は、資格・希望確認の上行います)。ただし、実施要領等に反する行為をされた方等につきましては委嘱を解除させていただきます。
- ④報酬(講演料・相談料・助言指導料・旅費等)の支払いは、業務終了後、銀行振込とさせていただきます。
講演料・相談料・助言指導料 …… 21,000円 / 回
旅費 …… 当センター旅費規程に基づきます。

●下水道アドバイザー制度ご利用・登録希望のお問い合わせは●

〒113-0034 東京都文京区湯島3-26-9 インテリジェントビル湯島イヤサカ 5F

一般財団法人 下水道事業支援センター

TEL 03-6803-2684 FAX 03-6803-2539

<https://www.sbmc.or.jp/>

※お問い合わせのみでも、ご遠慮なくお電話下さい。

令和7年3月更新

下水道 アドバイザー制度

下水道のプロが
あなたの町の
お手伝いをします。

下水道担当職員向け研修、生活排水対策の啓蒙、災害対策の講演、
下水道事業の効率化、下水道排水設備工事責任技術者講習会 etc.

講師の選定や
下水道の運営や維持管理など
お困りではありませんか?

一般財団法人 下水道事業支援センター
Sewage Business Management Centre

下水道アドバイザー制度ご利用の方へ

1. 下水道アドバイザー制度とは

下水道整備を推進している公共団体等が、その事業について普及啓発、計画・建設、経営、維持管理などに関するアドバイスが必要なとき、経験豊富な技術者や学識経験者（下水道アドバイザー）のアドバイス（講演・助言・指導等）を気軽に受けられる制度で、中小市町村から大都市、都道府県や、財団法人等の方に広くご利用頂けます。なお、この制度は、国土交通省の協力・支援のもと行われているものです。

- 講演 … 下水道事業の経験談・苦心談・失敗談・事業推進のコツ、下水道事業の効率化、
下水道排水設備工事責任技術者講習会の講師など
- 相談 … 下水道条例、用地買収、地元住民への説明のコツ、水洗化・下水道PRの方法、処理
施設運転、下水道経営などの悩み相談など
- 助言指導 … 処理場・ポンプ場・管きよの管理・運営・点検などのコツ、施工管理・工事検査のやり方など

2. 下水道アドバイザーとは

国土交通省・JS（日本下水道事業団）・地方公共団体等で下水道事業を豊富に経験して退職された方で、社会奉仕的な考えをお持ちの方の中から厳正な審査を行い適格と認められた方達ですので安心してご利用いただけます。

3. アドバイザー機関について

アドバイザーの業務を支援するための機関で、公共団体等とアドバイザーの連絡調整、必要な事務処理を行うもので、国土交通省からの依頼を受け一般財団法人下水道事業支援センターに置かれています。

4. 講演会等過去実施の例（令和6年度末までの実績954件）

下水道排水設備工事責任技術者講習会

危機管理

- 1) 下水道の危機管理について
- 2) 下水道施設の維持管理体制と危機管理について
- 3) 下水道と災害対応について
- 4) 災害時における下水道の復旧について

下水道計画・設計

- 1) 下水道の役割と最近の動向
- 2) 下水道施設の改築・更新について
- 3) 下水汚泥再利用の現状とその仕組みについて
- 4) 下水道施設におけるコンクリート防食の重要性

維持管理

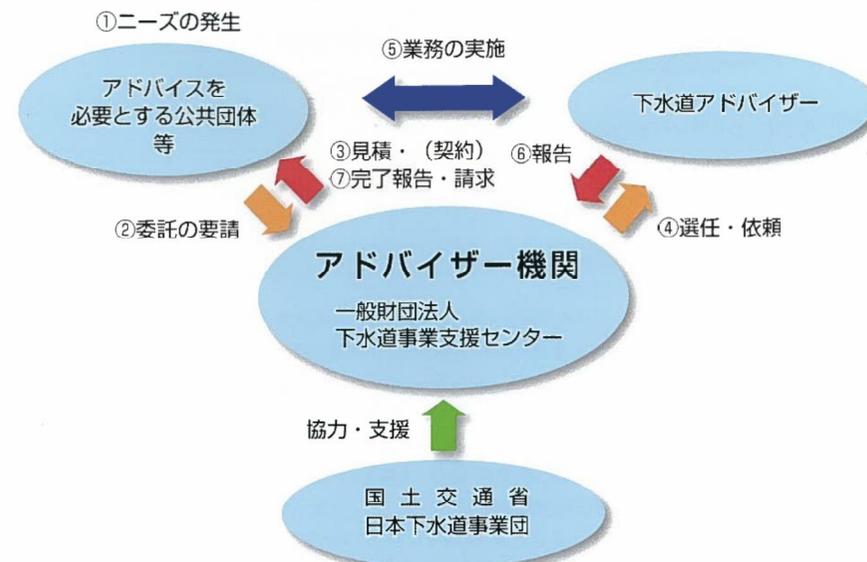
- 1) 下水道施設におけるストックマネジメント
- 2) 下水道施設におけるコスト縮減
- 3) 下水道終末処理場と管きよの維持管理について
- 4) 水処理設備の保守点検と整備について
- 5) 不明水対策について

下水道事業運営

- 1) 水洗化促進とPR方法について
- 2) 下水道の概要、下水道施設の維持管理
- 3) 合流改善事業事後評価アドバイザー会議

管きよの施工管理

下水道アドバイザー制度のしくみ



アドバイザー制度利用のフローについて

- ①ニーズの発生
 - ・講演・相談・助言指導などの要望が発生したら…
 - ②委託の要請
 - ・アドバイザー機関である一般財団法人下水道事業支援センターにご連絡下さい。（Tel.03-6803-2685）
 - ③見積（契約）
 - ・業務実施日・人数等の内容を精査した上で、委託費の「見積書」を提出いたします。
～委託費～
委託費には次のものを積算します。
イ、人件費：講演料・相談料または助言指導料（21,000円×人数×回数）
ロ、旅費：交通費・宿泊費等（当センター旅費規程）
ハ、事務費：文書費・送料等（人件費の50%）
ニ、保険料：傷害保険料
 - ④選任・依頼
 - ・必要としている内容に適したアドバイザーを事務局において選任します。
 - ⑤業務の実施
 - ・アドバイス業務を適正に実施します。
 - ⑥報告
 - ・アドバイス業務終了後、「アドバイス事項記録簿」に委託担当者の署名・確認印を頂きます。
 - ⑦完了報告・請求
 - ・アドバイザーの持ち帰った記録簿を、アドバイザー機関管理員が確認・署名・押印の後、アドバイザー機関より業務完了報告書として送付し、これをもって成果品といたします。
 - ・アドバイス業務完了後、業務委託料の請求を行います。
- （注）その他
- ・アドバイザー及びアドバイザー機関は、業務遂行上知り得た秘密は厳守します。
 - ・アドバイザー業務の結果、より詳細な調査等が必要となりましたら別途協議させていただきます。
- ※当センターHP（<https://www.sbmc.or.jp>）「下水道アドバイザー制度」もご参照ください。